

昭憲皇后の大礼服発注をめぐる対独外交

松居宏枝*

Diplomatic contacts regarding the order of western robe décolleté in Germany for the Empress Shōken in the Meiji period

MATSUI Hiroe

Abstract

Der vorliegende Aufsatz untersucht die diplomatische Etikette während der Meiji-Zeit. Im Mittelpunkt stehen die Bestellungen des hohen zeremoniellen Kleides und der Accessoires der Kaiserin Shōken sowie der Ablauf des Kaufs.

Im Jahr 1884 wurde Itō Hirobumi nach seiner Rundreise in Europa Minister des kaiserlichen Haus- und Hofamtes. Dort förderte er die Europäisierung. Während dieser Zeit empfahlen Itō und seine Frau Umeko der Kaiserin, westliche Kleidung zu tragen. Nach anfänglichem Widerspruch gegen diesen Vorschlag begann die Kaiserin Ende Juli 1886, insbesondere durch den Zuspruch von Kagawa Keizō, westliche Kleidung zu tragen. Als einziger Ausländer setzte sich der deutsche Botschafter Theodor von Holleben in Japan ebenfalls dafür ein. Im Anschluss berichteten Otto Graf von Dönhoff sowie dessen Frau der Kaiserin von der preußischen königlichen Familie. Itō bestellte schließlich für die Neujahrszeremonie 1887 das hohe Zeremonialkleid der Kaiserin sowie Accessoires wie die Krone in Berlin.

Nachdem später Ottmar von Mohl sowie dessen Frau nach Japan kamen, wurden diese zu Beratern des Meiji-Kaiserhofs. Durch ihr Engagement leistete die neue Kleidung der Kaiserin einen Beitrag zur Entwicklung des Gewerbes für westliche Kleidung im Allgemeinen und der Nishijin-ori im Speziellen. Auf der anderen Seite jedoch wurde diese Kleidung ein Kritikpunkt an der radikalen Europäisierung durch Itō und schließlich auch Grund für seinen Rücktritt.

Keywords : westernization, Empress Shōken, accessory, court dress, Berlin

はじめに

本稿は、明治期の国際関係を研究する一環として、ドイツへの昭憲皇后¹の大礼服・装身具発注とその購入経緯について考察するものである。

皇后研究の中では、昭憲皇后の洋装は大きな画期であり、若桑みどり²、片野真佐子³、小田部雄次⁴らによってとりあげられている。服飾史研究では、女性や女学生が洋装を始める嚆矢として皇后の洋装が挙げられるが、その動機については「鹿鳴館時代」、「欧化主義」、「文明開化」と説明されるにとどまり、その実態については明らかにされていない。こうした従来の服飾史研究における問題点⁵が、皇后の洋装化の研究においてもあらわれる⁶。女性の服装という、性別に依拠する視点は、無意識に女性性を強調する分析におちいり易く、伊藤博文ら

キーワード：西洋化、昭憲皇后、装身具、大礼服、ベルリン

*平成22年度生、比較社会文化学専攻



図1：国立国会図書館憲政資料室蔵「伊藤博文関係文書」（その1）書簡の部 22-23

男性の関与からその政治性を強調しようと試みる半面、史料を挙げて実証するまでには至らず、「鹿鳴館時代」などと片付けられている。

これに対して、坂本一登は政治史の視点から宮中の欧化を取り上げ、伊藤博文の宮中改革の中における皇后の洋装の意義と、それともなう皇后の政治的力について画期的な研究を行った。坂本は「権力としての列強に日本の『文明』を説明し説得するという国際政治の延長線上に、皇后や宮中儀式の洋装化もまたあった」⁷と指摘する。その後小風秀雅によって、政治空間の装置として皇后の洋装が意義付けられた⁸。

本稿では、こうした政治史研究の観点から、皇后の特別な礼服として巨額の費用がかけられた大礼服に着目⁹、ドイツ語による新史料をまじえてその発注経緯を明らかにすることで、「宮中のドイツ化」をすすめる伊藤の親独政策について検討する。

1. 伊藤博文によるドイツへの洋装品発注

1885（明治18）年伊藤は、ベルリンにて開催される万国電信連合会議に出席する通信省電信局長石井忠亮¹⁰を通じて「金崗石入婦人粧飾具」の購入を駐独公使青木周蔵に依頼した¹¹。10月、青木はベルリンの宝石商レオンハルト&フィーゲル（Leonhardt & Fiegel）よりその品を購入している¹²。青木は同月25日、マルセイユからフランス郵船にて帰朝の予定で、その際にそれを持参することを伊藤に伝え、入費がかさんでいるため「六千七百八拾マクル」¹³の代価の立替ができないことから、横浜正金銀行リヨン出張所より伊藤宛て逆為換で受けとり支払う旨、伊藤に諒承をもとめた。同年末、この「粧飾具」は青木の帰国と共に、日本に持ち帰られた。

この「金崗石入婦人粧飾具」とは、どのようなものであったのだろうか。伊藤の元には、その際の領収証が残っている¹⁴。青木が「金剛石『スタール』」とも書き記すこの品は、仮領収書¹⁵によると、ダイヤモンドの付いた5つ星で、飾りやブローチ、飾りピンとして使うことができるものであった。また、領収証¹⁶によると、注文先のレオンハルト&フィーゲルの住所はベルリンのブラウハウス通り（Brauhaus-Strasse）1番地で、Ecke der Spandauer-Str.（シュパンダウアー通りの端）となっている。現在はこの通りはないが、ブラウハウス通りに取って代わられたKarl-Liebknecht-StraßeとSpandauer-Straßeが交差するところにあった。1886年版のベルリンの住所録“*Berliner Adreßbuch*”¹⁷によれば、注文先のレオンハルト&フィーゲルは、オスカー・レオンハルト（Oskar Leonhardt）とミヒヤエル・フィーゲル（Michael Fiegel）が経営するベルリンの帝室金工・宝飾店で、納入先の代表的な例は、皇帝と皇后、フリードリッヒ・カール・フォン・プロイセンの王女、オルデンブルク大公国の大公と公女、オランダのハインリッヒの王女などであった。所蔵物として、二種類のダイヤモンド、ローズ型の宝石、真珠などを扱っていた。領収証が伊藤のもとに残っていることから、この宝飾品は伊藤の妻梅子のものであったと考えられ、梅子の大礼服も同時期にドイツへ注文された¹⁸。

2. 皇后の洋装の実現

伊藤によって皇后の洋装の話が進められる中、天皇は、皇后をはじめ宮中の女性たちの洋装に反対していた¹⁹。伊藤は皇后宮大夫香川敬三を通じて、宮中の女性の洋装化へ説得にあたった。

1886（明治19）年4月12日、英国留学中の娘志保子に宛てられた香川の書簡²⁰には、洋服を着用することについて内々に伊藤から香川に話があり言上したところ、皇后から「国ノ為メナレハ何ニテモ可致」との返事があったことが伝えられた。しかし、香川が天皇に聞いたところ「ナラヌ」との返事があり、香川は「大ニ困却、当節尽力」した。皇后の「洋学」の勉強についても天皇の回答は「入ラヌ事、通弁ニテ沢山」であったことは、香川

をさらに困らせた。欧化を思うようにすすめられないことに加えて、香川を「閉口」させた理由は、「帝室独り頑トシテシリソケ候様ニテハ、政府諸大臣モ満足不致、上下一和無覚束苦心此事」と政府内と皇室の一体化が図られないことに対する危惧であった。後年、宮内省顧問として来日したオットマール・フォン・モール（Ottmar von Mohl）の回想²¹にもあるように、来日中の外国政府要人が天皇、皇后と謁見する機会もあり、来日外国人たちの受ける印象に敏感であった。同年5月から再び始まる、不平等条約改正交渉など、外国からの視線を意識したものと言える。

4月下旬、香川は再び洋装を皇后に勧める。この頃伊藤は「大ニ奮発、政事ニ尽力」し、伊藤の妻梅子も洋服を着用して「大交際婦人」となっていた。香川が再び皇后に洋服を勧めたところ、「召ス」との返事があり、天皇へうかがったところ、「止メニセヨトノ御沙汰」があり、大いに困却する。香川は続けて、「我国ノ文明ヲ進ムルニハ断然タル奮発ナケレハ不叶時節ニ相成候」と、伊藤とともに繰り返し天皇の説得にあたるも、少しも実行されないことに焦燥をつのらせる²²。

天皇が欧化を拒否し続ける中、伊藤の妻梅子は洋服を着用して参内するようになり、来年（明治20年）正月の朝拝も「洋服ノ大礼服」と吹聴するようになる²³。

1886（明治19）年6月23日、天皇の許可により、宮内大臣伊藤博文によって婦人服制に関する通達が出され、同日、皇太后へも報告された²⁴。華族その他の女性の服装については、1884（明治17）年9月に定められた服制²⁵により、礼服・通常礼服・通常服の3種類となり、洋服に関してはその時々に応じて内達されることとなった²⁶。

同年6月29日、香川は志保子に宛てた書簡²⁷の中で、「皇后宮御洋服弥召スト云フニ相成申候」と、皇后の洋服着用が決定したことを報告した。皇后の洋服を世話したのは、梅子²⁸と北島以登子であった。最近洋服を着初めたこともあり、十分な知識がないにもかかわらず²⁹皇后の洋装を仕切る梅子の態度は、三宮義胤の妻で女官を務めるイギリス人の八重野（アレシア）にとっては不満を募らせるものであった³⁰。さらには、梅子などが明治20年正月用の大礼服をフランスへ注文したとのうわさが出ていることについても香川は娘志保子へ伝えた³¹。同年7月20日、モール³²の応召が正式に決まり、青木は伊藤に、ドイツ公使面会の際の「コンベルセーション之材料に御利用被下度候」³³と伝えた。

皇后が洋服を着用したのは1886（明治19）年7月28日のことであった³⁴。公の場で洋装したのは、同月30日の華族女学校で卒業証書及び修業証書授与式に参列したのが初めてとなり³⁵、その後8月3日青山御所へ行啓し、皇太后に洋服姿を見せた³⁶。8月10日のオーストリア・ハンガリー国皇室附属音楽師レメンジーらとの引見、11月1日チャネリのサーカス鑑賞、11月6日の観菊会など、引見・行啓にあたり、たびたび洋服を着用した³⁷。外国人との引見に洋装で現れたのは、8月10日が最初となった³⁸。

伊藤が進める洋装化には、日本固有の伝統である和装を重んじ、反対する在日外国人もいた。よく知られたところではエルヴィン・フォン・ベルツ（Erwin von Bälz）の意見がある。また、バジル・ホール・チェンバレン（Basil Hall Chamberlain）は「1886年11月1日、皇后と御付の貴婦人方が新調したドイツ製の衣裳をつけて正式の招待会に現れたとき、賽は投げられたのである」³⁹と記した。モールの回想によれば、モールが伊藤と宮中の衣裳について話をした際、駐日ドイツ公使ホルレーベン（Theodor von Holleben）は伝統的衣裳の廃止に同意したという⁴⁰。伊藤がベルツの意見を退けたのはこのとき一回だけだったという⁴¹。伊藤が進める洋装化は、ホルレーベンの賛成に支えられるところが大きかった。ホルレーベンがドイツに帰国中の駐日臨時代理公使デンホフ（Otto Graf von Dönhoff）と妻のミラ（Mira）は、ドイツ貴族の出身で宮廷典礼に精通していることから、伊藤の依頼で皇后へドイツ王室事情を教えた⁴²。

ところで、皇后が初めて洋服を着用した姿について香川は、「可なり御似合」であったという。しかし一方で、日本製である洋服は飾物に乏しく横浜でも調達できなかつたと嘆いた。皇后が30日に華族女学校へ洋装で行ったことは香川のすすめであり、前日に三宮を通じて富岡へ海水浴に行っていた伊藤へ伝えた所、「以外之事」と驚いたという⁴³。

皇后や女官の洋装に反対していた天皇であるが、8月3日に青山御所へ行啓した翌日、宮内次官吉井友実が伊藤に「過日来皇后陛下御洋服被為召至極天意に被為叶候由、是は誠に意外也、恐縮也」⁴⁴と伝えた。伊藤と天皇、そして皇后の間に入った香川の絶妙な立ち回りによって、皇后および宮中の女性たちの洋装が実現していった。

3. ベルリンへの注文と現地の反応

皇后の洋服着用が現実味を帯びてくると同時に、皇后の礼服についても検討され始めた。

1886（明治19）年7月25日、伊藤は香川に書簡を送り「皇后宮洋服之事に付、其後青木に致相談候処、一旦御着用相成候上は平常服而已にて礼服之具備無之と申も甚不体裁之事に付、此際乍不充分一と通は相整置候ては如何と心付、代価概算取調候へば、十二・三万円は差掛り不得止敷と奉存候、御異存無之候へば断然注文可仕敷と存居候」⁴⁵と、礼服について相談した。鹿鳴館の総工費が18万円、総理大臣の年俸は1万円、他の大臣の年俸が6千円であったことを考えれば、その費用は膨大であった⁴⁶。

青木は伊藤との相談の後、費用や注文等、具体化に向けて動き始める。7月27日の伊藤宛て書簡⁴⁷では、下記の報告がなされた。

前略 先夜御咄有之候皇后陛下御需要之注文品は最早歐洲へ申遣候而宜敷候乎。果而然らば拾貳万円之逆為替に關し、品川公使又は正金銀行へ可然御教示有之度、又品物を注文するとなれば荊婦之兄へも委任状不差遣候而は不相叶候間、右条々急に御決定相成度、否れば御装飾品なり御衣裳なりと而も正月之御用に御間に合申間敷、そして皇后陛下御首御領之寸尺も判然相不同候而は到底注文申遣候都合には不相成候処、此義に付而は荊婦之謁見に而も可被仰付御内意に候乎否。歐洲行之郵便は來月二日に有之、此便をはづし候而は万端十日之菊と可相成戒有之候間、至急御決意御示可被下、荊婦より相迫候に付、此段達御聞申候。勿々敬具歐洲へ注文するにあたり、青木は妻エリザベートとドイツにいるエリザベートの兄クラウスの協力を仰ぐ必要があると考えた。また、「正月之御用に御間に合」せるため、発注を急ぐよう伊藤に伝えられた。この翌日の28日、皇后が初めて洋服を着用した。7月29日伊藤は、その時の安堵を、次の段取りと共に妻梅子に知らせた⁴⁸。

皇后宮御洋服の事こまごま御申越し、万事ご都合よきとの事大いに安心いたし候。

御礼服そのほか西洋へ注文の事は、昨日杉さまにも委細相話し置き、尚また今日三宮さまへもよろしく相頼み置き候故、いづれも相談の上にて相運び申すべきことと存じ候。

「杉さま」は、皇太后宮大夫の杉孫七郎、「三宮さま」は宮内書記官兼皇后宮亮・小松宮別当兼任の三宮義胤である。皇后の宝飾品は、青木が「金崗石入婦人粧飾具」を購入したのと同じ、レオンハルト&フィーゲルが、大礼服は裁縫師マックス・エンゲル（Max Engel）が、それぞれ制作にあたった⁴⁹。レオンハルト&フィーゲルは、ブラウハウス通り1番地から、ベルリン中心地のフリードリッヒ通り（Friedrichstraße）の角の、タウベン通り（Taubenstraße）12、13番地に移っており、1886（明治19）年10月以降は同じ通りの35番地に住所が変わった⁵⁰。1888年版以降の住所録の納入先には、「日本の皇后」の記載もみられるようになる。裁縫師マックス・エンゲルは、レオンハルト&フィーゲルから2つ隣のクローネン通り（Kronenstraße）65番地に住所をもった⁵¹。

皇后の大礼服がベルリンへ注文されたころ、小松宮彰仁と妃頼子が渡欧することになり、小松宮別当三宮義胤と妻八重野（アレシア）⁵²、陸軍歩兵中佐立見尚文、陸軍歩兵大尉坊城俊章が随同行した。渡欧の理由は、条約改正会議でイギリス・ドイツが日本の領事裁判権撤廃に賛成の意を示したことにに対し、イギリスの「プリンツ・ローレス」に菊花大勲章を授与する為と報じられ⁵³、ドイツ政府へは、ホルレーベンを通じ詳細が伝えられた⁵⁴。一行は10月2日、横浜を出帆した。

10月12日、ベルリンの『テルトロー地域新聞（*Teltower Kreisblatt*）』は小松宮の来欧とともに、ベルリンへ皇后の大礼服が注文されたことを報じた⁵⁵。その4日後、同新聞はさらに詳細に宝飾品の内容を報じた⁵⁶。記事によれば、注文されたものは以下のようなものであった。

最近素晴らしい、宝冠一つ、金剛石のネックレス一つ、そして日本の皇后の為のいくつかのものが作られた。日本の皇后に選ばれたことは、ドイツ、特にベルリンの技術の誇りになる。約600個のダイヤモンド、上には9つの特別なダイヤモンド（Solitaire）、中央ダイヤモンドは21カラットで、それだけで20,000マルクの値段である。9つの（Solitaire）は特別な技術でつけられて、簡単に外すことができ、9つのダイヤモンドの星に換えることが可能である。その星を宝冠に使わない時に、髪飾りやブローチのようなものとしても使うことができる。ネックレスは約140個のダイヤモンドからなり、それは素晴らしい雰囲気、なぜならばそれ自体が輝いていて、大きいからだ。ダイヤモンドを選ぶことはとても大変だった。ネックレスそのものをばらすことは可能で、そうすると三つの小さなネックレスになる。腕輪にはダイヤモンドはないが、高級な金

が使われており、ローマ帝国時代のモチーフがみられる。とてもシンプルで魅力的である。ダイヤモンドを使うことは、日本の皇后が初めて依頼した。このことをきっかけとして、今後も近々素晴らしい注文がわれわれドイツの金工業へあるだろう。



図2：執筆者蔵「絵葉書（一部抜粋）」
年代不明

ベルリンの地元紙は、日本の皇后の大礼服と宝飾品の注文を大いに歓迎した。ところで、注文された皇后の大礼服は、どのようなものであったのだろうか。香川志保子によれば、「皇后大礼服云々は実況に而、井上末子殿迄に拝見致候由可存候、色ハ緋ナリ、扇ハダイヤモンドヲ入被候品」⁵⁷であった。井上末子はドイツ公使館勤務の井上勝之助の妻である。

しかし、新年1月1日に着用を予定していた大礼服は、年末が押し迫ってもなかなか到着しなかった。12月22日、焦る伊藤は「マルセール郵船会社」へ電報を送り、青木とその妻の協力を仰ぐなど手を尽くした⁵⁸。新年式に大礼服を間に合わせたい伊藤は、「昼夜ヲ懸け日本品ニ而調整ニ取懸り候外無之、只今ニ至り日本服ト申事ハ騎虎之勢出来不申候」⁵⁹と、急ごしえの日本品を調製してまでも、あくまでも洋服であることにこだわった。同月28日に香川が娘志保子に宛てた書簡には「来一月一日ハ皇后陛下ニハ歐洲製ニナラヒシ大礼服ヲ被御召、年賀御慶ト申事ニ相成」⁶⁰と、欧州製にならった日本製の大型礼服着用の可能性を示唆した。

ついに、1887（明治20）年1月1日の新年朝拝式に皇后は初めて洋装で臨んだ⁶¹。洋行中の三宮は伊藤に、「本年朝拝式には皇后宮西洋風大礼服御着用被為在、式上嚙々御盛美の御事と恐察仕候。何分服装之点に於ては開国以来之御更革、内外人の耳目を驚かするの一大盛事、本邦駐箭の公使夫人等速成の御手際には一段驚愕仕候ならんと奉存候」⁶²と、皇后が洋服の大礼服を着用したことの喜びと、日本で見る事ができなかったことを惜しむ手紙を書き送った。香川は、「当年一月朝拝ノ節、皇后宮歐洲大礼服被為召」⁶³と述べていることから、大礼服は12月末に日本へ到着したと考えられる。

ベルリンへ注文された、皇后の宝飾品と大礼服はどのようなものであったのだろうか。宝飾品は、1889（明治22）年6月14、15日撮影の鈴木真一、丸木利陽が撮影した写真がそれと見られる⁶⁴。文化学園服飾博物館収蔵の昭憲皇后の大礼服は「緋色」のものであるが、この二領には、刺繍やデザイン、袖の有無などに違いがあり、明治22年撮影の大礼服が文化学園服飾博物館蔵の大礼服と同一であるとは、現在までのところ明言しがたい⁶⁵。

4. 海外発注から国内生産へ

ドイツ滞在中の谷干城は、1886（明治19）年11月13日の日記⁶⁶にこう記した。

品川氏細君の談を聞くに今度御注文に成りたる 皇后の宮の御召物は仕立屋の店に晒し衆人の観覧に供し衆人群衆して之を見、すそ杯は衆の手に触れ汚付きたる由 皇后の御服を伯林に頼むか如きは大なる間違の上店酒にして後ち召さるゝとは実に慨歎の至りなり且つ聞く所に依れば御召物十四万円の代価の所即金なれば一割五分即一万五千円計は引く筈の所右を世話せる領事中心にて掠めたりと云ふ

品川は駐独公使品川弥二郎、領事は在ベルリン日本領事カール・ウォルフソン（Carl Wolfson）⁶⁷のことである。ベルリンの店頭で大礼服がしばし飾られたことが、日本への到着が遅れた理由の一つであろう。谷の論調は、「文明開化を装ふて条約改正を誤魔化さんとするも西洋の識者は已に其の開化の眞物に非ずして気候違ひの狂花にして数年ならずして後退なるを知れば決して完全の条約はできる道理なし」⁶⁸と伊藤・井上馨の欧化推進と条約改正批判へと進んでいく。年末、帰朝途中の品川とパリで面会した香川志保子は、父敬三へ次のように伝えた。「皇后宮御服独乙へ御申付ニ相成候一件ハ日本人ハ申ニ不及誰一人有為善云フ者無之候。（中略）話中、矢張一様悪口申可仕候、ナンデモ独乙ゝゝニ而ドイツニアラザレバ夜も日も明ケ不申勢ト相成候」⁶⁹。大日本織物協会会頭、農商務省大輔を経験し、国内産業へも造詣が深い品川は、衰退が危惧されていた京都西陣織⁷⁰の二代目川島

甚兵衛を渡独に同道させ、技術を学ばせていた⁷¹。こうした面からも品川は、ドイツ製に否定的であったのであろう。

ちなみに、大礼服を調製したマックス・エンゲルと装身具を製作したレオンハルト&フィーゲルには、宮内省から御用達の紋章使用許可が与えられることになった。しかし、1888（明治21）年7月ドイツ外務大臣ビスマルク（H. von Bismarck）によって、1885（明治18）年11月に裁縫師マックス・エンゲルがドイツ刑法第183条にかかり、禁固三か月のところ減刑され100マルクの罰金を支払ったことが在独臨時公使井上勝之助を通じて宮内省へ忠告され、御用達はレオンハルト&フィーゲルのみに与えられた⁷²。

1887（明治20）年1月、昭憲皇后から「婦女服制のことに付て皇后陛下思食書」が出され、洋服には日本の服地を用いることが示された。同年4月に来日したモールは、その意を受け、京都西陣織の工場を見学した。モールは「日本の皇后は、お召物にはたゞ洋服であっても国産の生地のみを用いることを原則とされていることから、わたしたちは錦など皇后御用の織物作りに携わっている多くの工場を見学した。皇后のお召物のデッサン、それに色彩の選択についてのわたしたちのいくつかの助言を製造業者は喜んで受け入れた⁷³と回想する。しかし、日本の布地はドレスとしては色が派手すぎたため、見本を作成するなど試行錯誤が繰り返された⁷⁴。モール夫妻は、デザインや見本をヨーロッパから取り寄せた⁷⁵ほか、ベルリンへの装飾品の注文や、日本製の布地を送って洋服の調整を注文する役割を担った⁷⁶。

おわりに

皇后自身は、洋装に対しどのような思いであったのだろうか。皇后の意思を確認することは難しいが、皇后が読んだ歌に次のものがある。

新衣 たちみになれず ともすれば かざりの玉の こぼれけるかな⁷⁷

新衣 いまだきなれぬ わがすがた うつしとどむる かげぞやさしき⁷⁸

ベルツの回想によれば、伊藤がかつて宮中で洋式の服装が採用されることを告げてきたとき、ベルツは見合わせるよう反対を述べた。その時伊藤が言ったと言われるのが、「わが国の婦人連が日本服で姿を見せると、『人間扱い』にはされないで、まるでおもちゃ飾り人形のようにみられるんでね⁷⁹という言葉だった。ティアラにつけられた星飾りは着脱ができるものであるため、それを心配して詠んだ歌かもしれない。皇后にとって、着慣れない洋服を着てたゞ自身姿こそが「かざりの玉」のようであり、当初の意気込みとは裏腹に、自信をもって振舞うことができない、心もとない気持ちが強く表現されているとみるのは、深読みのしすぎであろうか。着任してすぐに、モールはそれを見抜いた⁸⁰。

皇后の洋装は、目に見える形で伊藤の改革を後押しした。大礼服着用を始めとする皇后の洋装についてH.S.パーマーは、『タイムズ』で次のように伝えた。

このところ、日本における一般関心は、2つの目下の重要問題に向けられている。一つはドイツが急速に影響を強め、人気を得ていることだ（中略）もう一つは、日本の女性の地位の向上を主眼とした一連の社会改革と新しい試みだ。この運動で最も注目を集めた主張は女性の西洋式服装で、皇后が率先して範を示された⁸¹。

1887（明治20）年10月伊藤は、政治が率先して宮中儀式や社会情勢を進め、「体面を改め、開明各国の釣合を取」るべきと主張し、大宝年間に官制律令を唐の制度に改め、元正朝に婦人衣服の制度を改正したことを例に挙げ、衣服の制度から社会の気風を一新し、更なる歩みを進める考えを示した⁸²。かつて唐の制度を採用し服制を改めたことが、洋装の採用と重ねられた。そして1888（明治21）年10月には和洋折衷様式の明治宮殿が竣工し、その翌年にはそこで大日本帝国憲法発布式が行われた。ベルツやモールによれば、皇后は「バラ色の洋装」をしていたという⁸³。

大礼服や装飾品の急速な準備は、当時のベルリンにおける金工業、服飾製造業の隆盛とも無関係ではないだろう⁸⁴。しかし、流行の最先端の大礼服を求めようという発想ならば、モードの先端であったパリやロンドンなどへ注文することも検討されるであろう⁸⁵。しかし、注文国について深い検討はなされなかった。青木周蔵夫妻や三宮義胤夫妻のように事情に精通し、洋服の手配発注が可能な人材がそろっていたベルリンへおのずと目が向けられたとも言

えるが、ホルレーベン、デンホフといった駐日ドイツ公使の助言や協力、モール夫妻の招聘やドイツ宮廷をモデルとした伊藤の方針を鑑みれば、ドイツへの発注は対独皇室外交の一端として遂行されたと言うことができ、ドイツからの大礼服購入は、官庁・議事堂建築計画や諸法典整備とならぶ「ドイツ化」の一事例と言えよう。

こうした急激な改革は、伊藤の退陣にも影響を及ぼした。モールは、「衣裳問題は伊藤伯の鶴の一声で、たしかに宮中では洋装との決着がついたが、国民のあいだには強い反感が生まれた。それかあらぬか、わたしが確信するところによれば、この問題はその頃の世論が首相の座をゆり動かし、まもなく内閣改造を招ききっかけをつくった」⁸⁶と述べ、伊藤の急激な宮中の改革が、伊藤の進退に影響したと指摘した。

伊藤は、1882（明治15）年からの洋行で目の当たりにしたドイツ宮廷に範をとった。伊藤の「宮中の欧化」いわゆるドイツ化は、国内に向けたものというよりも、来日外国人や欧州社会へのインパクトを狙ったものであった。そのことは、条約改正交渉における日本の地位向上を目論んだものという事ができ、大礼服購入はその一環であった。

【註】

- 1 本稿では、明治天皇の后という意味で「皇后」を使用する。明治天皇の皇后美子については、亡くなった時点での最高位を使用し「昭憲皇后」と呼称するのが正しいが、天皇の母親という意味のより下位の「昭憲皇太后」とする研究や記述がほとんどである。これは明治神宮の祭神として祀られる際に「昭憲皇太后」として大正天皇へ上奏、裁可されたことによる。この件に関して明治神宮は皇后に改正できないことなどの見解を公開している (<http://www.meijiingu.or.jp/qa/gosai/12.html>)。
- 2 若桑みどり『皇后の肖像—昭憲皇太后の表象と女性の国民化—』筑摩書房、2001
- 3 片野真佐子『皇后の近代』講談社、2003
- 4 小田部雄次『昭憲皇太后・貞明皇后—一筋に誠をもちて仕へなば—』ミネルヴァ書房、2010
- 5 刑部芳則『明治国家の服制と華族』吉川弘文館、2012、1-4頁参照。
- 6 たとえば難波知子は、「洋装の政治的背景」と題しながらも、政治的背景を実証する史料を先行研究から引用するにすぎない（難波知子『学校制服の文化史—日本近代における女子生徒服装の変遷—』創元社、2012、21-40頁）。同じく服飾史から大礼服の導入について論じた高木と植木は、伊藤が個人的に青木周蔵を通じてベルリンへ注文した宝飾品と皇后の宝飾品とを、またベルリンに注文された皇后の大礼服と、その後モール夫妻によってベルリンへ注文された通常洋服を混同して論じている点に問題がある（高木陽子「日本のティアアラ」（Bunkamuraザ・ミュージアム、日本テレビ放送網編『ティアアラ展』2007、229-233頁）、植木淑子「明治天皇の皇后の洋装について—文献資料による—」（『日本服飾学会誌』17、1998、121頁）、同「昭憲皇太后と洋装」（『明治聖徳記念学会紀要』50、2013、409、414-415頁）。他に同「女子大礼服の着用について」（『日本服飾学会誌』16、1997）がある。
- 7 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成—「宮中」の制度化と立憲制の導入—』講談社学術文庫、2012（初出1991）、258頁。
- 8 小風秀雅「明治憲法の発布と政治空間の変容」（小風秀雅、季武嘉也編『グローバル化のなかの近代日本—基軸と展開—』有志舎、2015）
- 9 皇后や女官の洋服は、イギリスやフランスへもほぼ同時期に注文されており、通常洋服と大礼服は分けて論じる必要がある。
- 10 ベルリン万国電信連合会議及び石井の会議出席については、次の史料を参照のこと「分割1」（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B07080404600、万国電信連合会議一件 第二巻（2-9-6-0-1_002）（外務省外交史料館））
- 11 明治18年10月12日付伊藤博文宛青木周蔵書簡（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』1、塙書房、1973、70頁）。原典は国立国会図書館憲政資料室蔵「伊藤博文関係文書」（その1）書簡の部 22-1。
- 12 同上『伊藤博文関係文書』註。「仮領収証」と「領収証」があり、「仮領収証」の日付は1885年10月6日付、「領収証」は1885年10月20日付である。領収額はいずれも6,780マルク。
- 13 「六千七百八拾マ^(ル)ク^(ル)」という金額であるが、金マルクは、2,790マルクで1Kgの純金と等価という金本位通貨（1マルク＝純金358mg）であるため、この6,780マルクは金2.5Kgに相当する（Krause, Chester L. and Clifford Mishler: *Standard Catalog of World Coins*: 1801-1900, (18th ed.) Klaus Publications, p.436.）。イギリスに留学した香川敬三の娘志保子が、父敬三に提案した母親の為の髪飾り代も独価で2,000マルクであった（香川擴一氏所蔵、皇學館大学史料編纂所蔵「香川敬三関係文書」10106）、「香川敬三関係文書」および香川が深くかかわった宮中の欧化については、上野秀治「香川敬三が見た明治宮廷の欧風化」（『皇學館大学史料編纂所報』218号、36-43頁に詳しい。併せて参照されたい。
- 14 前掲「伊藤博文関係文書」（その1）書簡の部 22-23。
- 15 同上、22-1
- 16 註14に同じ。

- 17 *Berliner Adreßbuch* : Für das Jahr 1886, S.616. <http://digital.zlb.de/viewer/resolver?urn=urn:nbn:de:kobv:109-1-952694>
- 18 明治(19)年 9月 1日付香川敬三宛香川志保子書簡「香川敬三関係文書」10164
- 19 前掲『伊藤博文と明治国家形成』、237頁。
- 20 明治19年 4月12日付香川志保子宛香川敬三書簡「明治十九年中日本東京ヨリ御発翰写」(以下「明治十九年御発翰写」)、「香川敬三関係文書」
- 21 オットマール・フォン・モール、金森誠也訳『ドイツ貴族の明治宮廷記』講談社学術文庫、2011(初出1988)
- 22 明治19年 4月22日付香川志保子宛香川敬三書簡「明治十九年御発翰写」(「香川敬三関係文書」)
- 23 明治19年 6月11日付香川志保子宛香川敬三書簡「明治十九年御発翰写」(「香川敬三関係文書」)
- 24 「皇后宮大夫香川敬三を御使として青山御所に遣され、自今場合により洋服をひたまふ旨を皇太后に言上せしめらる」(明治神宮監修『昭憲皇太后実録』上、吉川弘文館、2014、379頁)。
- 25 「華族其他婦人の服装に関しては、去る明治十七年九月服制を定めて礼服・通常礼服・通常服の三種とし、洋服に就きては其の時々に達すること」(前掲『昭憲皇太后実録』上、379頁)。
- 26 皇后も場合によって洋服を着用することとなり、伊藤によって、皇族及び華族其他夫人は、朝儀その他場合に依り、随意に礼式相当の用いることとなった(同上)。新年式に着用する大礼服はマントー・ド・クール(Manteau de Cour)、夜会や晩餐会に着用する中礼服ロブ・デコルテー(Robe décolletée)、同様に小礼服としてロブ・ミーデコルテー(Robe mi-décolletée)、宮中で昼の陪食で着用する裾の長い通常礼服のロブ・モンタント(Robe montante)と規定された。
- 27 明治19年 6月29日付香川志保子宛香川敬三書簡「明治十九年御発翰写」(「香川敬三関係文書」)
- 28 刑部によれば、伊藤は宮中の服制改革をするにあたり、女官の俸給を増額させるなど、さまざまな手段で女官を説得した(尾崎三良の回想)。「伊藤の妻梅子も、典侍室町清子、同高倉寿子、掌侍樹下範子らと交際を深めており、彼女らを通じて女官に理解を促した可能性は高い。梅子と室町らの親密な関係を知る長崎省吾の談話によると、袴袴を着慣れぬ梅子は室町らから、着こなしの手解きを受けたが、洋服を着用するようになると、梅子が室町らに着用の仕方を指導したという」(刑部芳則『洋服・散髪・脱刀-服制の明治維新』167、168頁)。
- 29 明治19年 7月 1日付香川志保子宛香川敬三書簡「明治十九年御発翰写」(「香川敬三関係文書」)
- 30 明治19年 7月11日付香川志保子宛香川敬三書簡「明治十九年御発翰写」(「香川敬三関係文書」)
- 31 同上
- 32 プロイセン王室の皇后アウグスタの侍従経験者であったモールは、同じく女官経験者の妻ワンダ(Wanda von Mohl)とともに1887年 4月から1889年 3月まで外務省雇の式武官として来日した。
- 33 明治(19)年(7)月20日付伊藤博文宛青木周蔵書簡(前掲『伊藤博文関係文書』1、71頁)
- 34 前掲『昭憲皇太后実録』上、379頁。同日、伊藤梅子も宮中へ参入している(宮内庁書陵部図書課宮内公文書館蔵、皇后宮職「日記明治19年」24707、明治19年 7月28日条。また、実際は皇后の洋装はそれまでにもあり、明治 6年 2月 8日に「皇后始めて乗馬あらせらる。女官三人御相手を奉仕す。爾後吹上御苑等に於て数々は是の事あり、洋服(客歳十二月侍従長東久世通禧欧州より齎せる品、)を著し、西洋馬具を用ひたまふ」(宮内庁編『明治天皇紀』3、吉川弘文館、1969、20頁。前掲『昭憲皇太后実録』上、79頁)と洋装で乗馬をした旨の記述がある。皇后は、ドイツ製の馬具も所有していた(明治神宮『昭憲皇太后-美しき明治の皇后-』昭憲皇太后90年祭記念展、2004、57頁)。
- 35 「皇后、華族女学校に行あらせられ、其の第一学期大試業卒業証書及び修業証書授与式を覧たまふ、(中略)是の日皇后初めて洋服を召して台臨したまふ」(前掲『明治天皇紀』6、622頁)。
- 36 前掲『昭憲皇太后実録』上、381頁。
- 37 前掲『昭憲皇太后実録』上、379頁。
- 38 前掲『明治天皇紀』6、625頁、前掲『昭憲皇太后実録』上、382頁。
- 39 「衣裳」(『日本事物誌』、東洋文庫、1969、156頁)。
- 40 前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』、158頁。
- 41 トク・ベルツ編、菅沼竜太郎訳『ベルツの日記』上、岩波文庫、1979、355頁。
- 42 前掲『伊藤博文と明治国家形成』、156頁。
- 43 明治19年 7月31日付香川志保子宛香川敬三書簡「明治十九年御発翰写」(「香川敬三関係文書」)
- 44 明治19年 8月 4日付伊藤博文宛吉井友実書簡(前掲『伊藤博文関係文書』8、209頁)。
- 45 明治(19)年 7月25日付香川敬三宛伊藤博文書簡「香川敬三関係文書」20876
- 46 前掲『伊藤博文と明治国家形成』、259頁。
- 47 明治(19)年 7月27日付伊藤博文宛青木周蔵書簡(前掲『伊藤博文関係文書』1、72頁)。
- 48 明治(19)年 7月29日付伊藤梅子宛伊藤博文書簡(山口県光市伊藤公資料館蔵)
- 49 「2. 独乙国ノ2) レオンハルト、フィーゲル及マクス・エンゲル 明治二十年一月」(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B11091536700、外国商人二用達ノ称号授与雑件(B-3-5-6-3)(外務省外交史料館))
- 50 前掲、*Berliner Adreßbuch* : Für das Jahr 1886, S.616.

- 51 同上, S.224. <http://digital.zlb.de/viewer/resolver?urn=urn:nbn:de:kobv:109-1-948707>
- 52 「近く彰仁親王・同妃頼子に随行して渡欧する小松宮別当三宮義胤に金三百円を、同妻八重野に反物一疋及び切袴其の他を賜ふ」(前掲『昭憲皇太后実録』上、383頁)。
- 53 「在伯林ドクトル、グムヒーネル氏報告ブルガリー事件及小松宮渡航ノ景況并ニアルゲマイネツァイツング新聞中『日本条約改正論』反訳ノ件」(本館-2A-013-00・纂00006100、リール番号:000100、開始コマ:0938)。ドイツ側の勲章授与者は駐日ドイツ公使ホルレーベンで、日本で先に授与されているが、駐日イギリス公使ブランケットは辞退している。日本をめぐる英独関係については、小林隆夫「1880年代後半のイギリス対日政策」(『愛知学院大学文学部紀要』第38号、2008、43-54頁)参照。近衛都督陸軍中将小松宮彰仁親王の渡欧については、堀口修『明治立憲君主制とシュタイン講義-天皇、政府、議会をめぐる議論-』(慈学社、2007、51-67頁)に詳しい。
- 54 ドイツ外務省政治文書室PAAA R18674 Japan8 Nr.1, *Die Kaiserliche Familie*, Bd.: 1, 29.9.1886-7.6.1889
- 55 *Teltower Kreisblatt* [12. Oktober 1886] Seite 5. 「もうすぐ高名な方が日本から来て、ヨーロッパの貴族を訪れる。東京からの情報によると小松宮と彼の妻がくるらしい。小松宮は日本の宮廷 (Hof) で第2位の地位である。そのことに加え、日本の公卿がヨーロッパの女性服を着る習慣に興味をもち、それが公卿以外に影響を与えた。しかも皇后は100.000弗以上ヨーロッパの服に費やすよう、ベルリンの産業に命じた。」記事は、ベルリン国立図書館 (Staatsbibliothek zu Berlin) の新聞情報システムZEFYYSで、デジタルデータでの閲覧が可能である。
- 56 *Teltower Kreisblatt* [16. Oktober 1886] Seite 3.
- 57 明治(19)年10月14日付香川敬三宛香川志保子書簡「香川敬三関係文書」10109。他にも、「花松典侍(千種任子)」など二人の女官の分が注文されていた。
- 58 明治(19)年12月22日付青木周蔵宛伊藤博文書簡(道の駅「明治の森・黒磯」旧青木家那須別邸(栃木県那須塩原市)蔵「青木周蔵関係文書」)
- 59 同上。
- 60 明治19年12月28日付香川志保子宛香川敬三書簡「明治十九年御発翰写」(「香川敬三関係文書」)
- 61 「皇后初めて洋装大礼服を召し、拝賀を受けたまふ」(前掲『明治天皇紀』6、675頁)。
- 62 明治20年1月1日伊藤博文宛三宮義胤書簡(前掲『伊藤博文関係文書』5、195頁)。
- 63 明治(20)年1月6日付香川志保子宛香川敬三書簡「香川敬三関係文書」4666
- 64 碓谷紀夫編『皇族元勳と明治人のアルバム-写真師丸木利陽とその作品-』吉川弘文館、2015、26-29頁。
- 65 昭憲皇后の大礼服は文化学園服飾博物館の他、明治39年大島万吉製作、池田祐三郎刺繍の緑色の大礼服が共立女子大学に、クリーム色の大礼服が大聖寺門跡(京都)にそれぞれ所蔵されている。
- 66 島内登志衛編『谷干城遺稿』上、靖献社、1912、587頁。
- 67 カール・ウォルフソンは、明治13年5月からベルリン在留日本領事などをつとめ、明治19年10月14日には通商貿易への貢献のほか、「特旨ヲ以テ」勲四等旭日小綬章を贈与された(「独逸国伯林在留我領事カール、ウルフソン叙勲ノ件」国立公文書館蔵、本館-2A-018-00・任A00117100、件名:007、リール番号:001700、開始コマ:1123)。
- 68 前掲、『谷干城遺稿』上、588頁。
- 69 明治(19)年12月29日付香川敬三宛香川志保子書簡「香川敬三関係文書」10139
- 70 明治18年7月29日付東京日日新聞「京都西陣衰微の状況」
- 71 二代目川島甚兵衛については、「正四位勲四等男爵渋沢栄一以下十七名勲位進級及初叙ノ件」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A10112538500、叙勲裁可書・明治三十五年・叙勲巻一・内国人一(国立公文書館)329コマ以降を参照の事。また、川島織物については、川島織物セルコン社史編纂プロジェクトチーム編『川島織物創業145年から163(会社合併)年までの歴史-新しい伝統の創造を目指して-』(株式会社川島織物セルコン、2007)参照。
- 72 「2. 独乙国ノ2)レオンハルト、フィーゲル及マクス・エンゲル 明治二十年一月」(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B11091536700、外国商人二用達ノ称号授与雑件(B-3-5-6-3)(外務省外交史料館))
- 73 前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』、127-128頁。
- 74 前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』、159-160頁。
- 75 前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』、103-104頁。
- 76 「宮中では皇后はできるだけ国産の布地の服を召されるが、洋式のモデルに従って布地を加工し、仕立てるべきだと定められた。そこでモデルとなる衣裳をわたしの妻がベルリンのゲルゾン商会に頼みつくらせてみた。ゲルゾンは注文どおりきわめて熱心に、しかも趣味豊かに完成させ、長年にわたり製品を発送することができた」(前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』、159頁)、「わたしたちの仲介でベルリンのハラー・ウント・ラテナウ社に注文していた外相大隈伯爵の夫人ならびに皇后付きの高倉女官のための多くの装飾品がその頃、汽船ゲネラル・ヴェルダール号に載せられて到着し、東京の社交界に大きな喜びと興奮をもたらした」(前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』、252頁)。「前宮内省雇逸逸國人フォン・モール帰国につき、皇后、御服の裁縫を同人に依頼し、服地を在伯林帝国公使館に送附せしめらる」(前掲『明治天皇紀』7、255頁)。

栢居 昭憲皇后の大礼服発注をめぐる対独外交

- 77 明治21年。小平美香『昭憲皇太后からたどる近代』ペリカン社、2014、92頁。
- 78 明治22年。同上。
- 79 前掲『ベルツの日記』上、355頁。
- 80 「皇后にはわずかの自由すらなく、式武官や宮中女官の意のままになられているようだ。このことはおそらく皇后が西洋式の立居振舞に自信があまりにならないことによっても説明できるであろう」（前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』、70頁）。
- 81 1887年5月14日付「イギリス、ドイツ、日本」（『タイムズ』、内川芳美、宮地正人監修『外国新聞に見る日本』第二巻、毎日コミュニケーションズ、1990、369-370頁）、樋口次郎、大山瑞代編『条約改正と英国人ジャーナリスト』思文閣出版、1987、115-122頁。樋口次郎『祖父パーマー横濱・近代水道の創設者』、有隣新書、1998、155-157頁）。
- 82 「明治廿年十月廿二日晚餐後伊藤総理大臣閣下ノ口話」（国立国会図書館憲政資料室蔵「長崎省吾関係文書」147-3）
- 83 前掲『ベルツの日記』上、135頁。前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』、274頁。
- 84 19世紀末、「イギリスの『刺繍』技術は、ベルリンにおける毛糸刺繍の普及によって大きな打撃を受け、衰退しつつあった」。19世紀末のイギリスの服装改革運動で主導的な役割をはたしたのが「リパティ」であり、同社はイギリスの『刺繍』技術の復活を再起していたが、「当時『リパティ』は、布地を扱っているのみで服は製造していなかった」（山田眞實『ウェッジウッドそしてモリス、リパティー19世紀イギリスと日本』朝日新聞社、2012、296-297頁）。
- 85 「世界一ハ仏国次ニ英国ナリ」明治(19)年10月4日付香川敬三宛香川志保子書簡「香川敬三関係文書」10141
- 86 前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』、160頁。

*本論文の作成にあたり、皇學館大学史料編纂所上野秀治教授には「香川敬三関係文書」をこころよく閲覧させていただいたばかりでなく、史料について多大なるご教示を賜りました。この場を借りて御礼申し上げます。